

新冠町特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

令和 8 年度 — 令和 17 年度
(2026 年度 — 2035 年度)

令和 8 年 3 月
新冠町

目次

総論	1
1 改定の方針について	2
1.1 経営戦略の目的と必要性	2
1.2 今回の経営戦略改定の柱について	3
2 方針の背景及び現状分析と経営課題について	4
2.1 令和7年度決算見込数値と将来推計値	4
2.2 下水道事業の経営課題	4
3 本経営戦略改定後の見通し	5
3.1 対象事業及び計画期間	5
3.2 実現のためのロードマップ	5
3.3 業績目標	6
4 経営戦略	7
各論	16
第1章 各種統計	17
1 下水道事業の現状と課題	17
1.1 下水道事業の沿革	17
1.2 下水道事業の現状	18
1.3 将来の事業環境	23
1.4 下水道事業の経営課題	26
2 使用料の適正水準	27
2.1 使用料対象経費の予測と使用料適正水準の検討	27
2.2 使用料水準の見直しとその影響について	27
3 投資・財政計画	27
3.1 投資計画の検討	27
3.2 今後の財政運営上の基本方針	27
3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件	28
3.4 財政計画の策定	29
3.5 指標分析	33
第2章 事後検証と経営戦略の見直し	42
1 事後検証	42
2 経営戦略の見直し	42
第3章 投資・財政計画	43
1 投資・財政計画	43

總論

1 改定の方針について

1.1 経営戦略の目的と必要性

【背景】

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び使用料収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、一層に厳しさを増すことが予想されます。

各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表を活用した「見える化」による現状分析に基づく経営戦略の策定、抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

【目的】

これらの課題や現状に対して総務省は、公営企業の中長期的な経営の基本計画の「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことを強くもとめています。また、今回の経営戦略改定では下記の要件が必須項目となっています。※経営戦略確認リストより抜粋

（必須項目）

- ① 今後の人口減少等を加味した使用料収入を反映している。
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用を反映している。
- ③ 物価上昇等を反映した動力費、修繕費、材料費等の上昇傾向等を反映している。
- ④ 使用料改定の実施を反映している。（広域化、民間活用及び効率化、事業廃止等の中からひとつを選択する）
- ⑤ 経費回収率に関する目標設定がされている。
- ⑥ 計画期間が10年以上となっている。
- ⑦ 計画期間内に収支均衡となっている。
- ⑧ 議会・住民に対して公開されている。
- ⑨ 毎年度の進捗管理と少なくとも5年に1回の頻度での見直し等の経営戦略の事後検証改定の実施について記載がある。

1.2 今回の経営戦略改定の柱について

令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間と定めた、今回の特定環境保全公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）の経営戦略の改定においては、以下の内容を盛り込んだ計画とします。

1. 使用料の改定による財政基盤の確保

【目的】

下水道事業の持続可能な運営を図るため、使用料改定を通じて安定した財政基盤の確保に努めます。

【背景・理由】

① 地方公営企業としての原則

下水道事業は、利用者からの使用料をもとに運営されるべき事業であるが、現在は下水道使用料の収入の割合が低く、一般会計からの繰入金に依存しており財政基盤が脆弱な状況です。

② 長期期間にわたる使用料未改定

平成26年4月の使用料改定以降、11年間にわたり使用料の改定が行われておらず、物価や経費の変動に対応できていません。

③ 経費回収率の維持と改善の必要性

現在の経費回収率は69%(特殊要因除く)ですが、今後10年間でこれを維持しなければ、経費回収率は60%まで低下する見込みです。

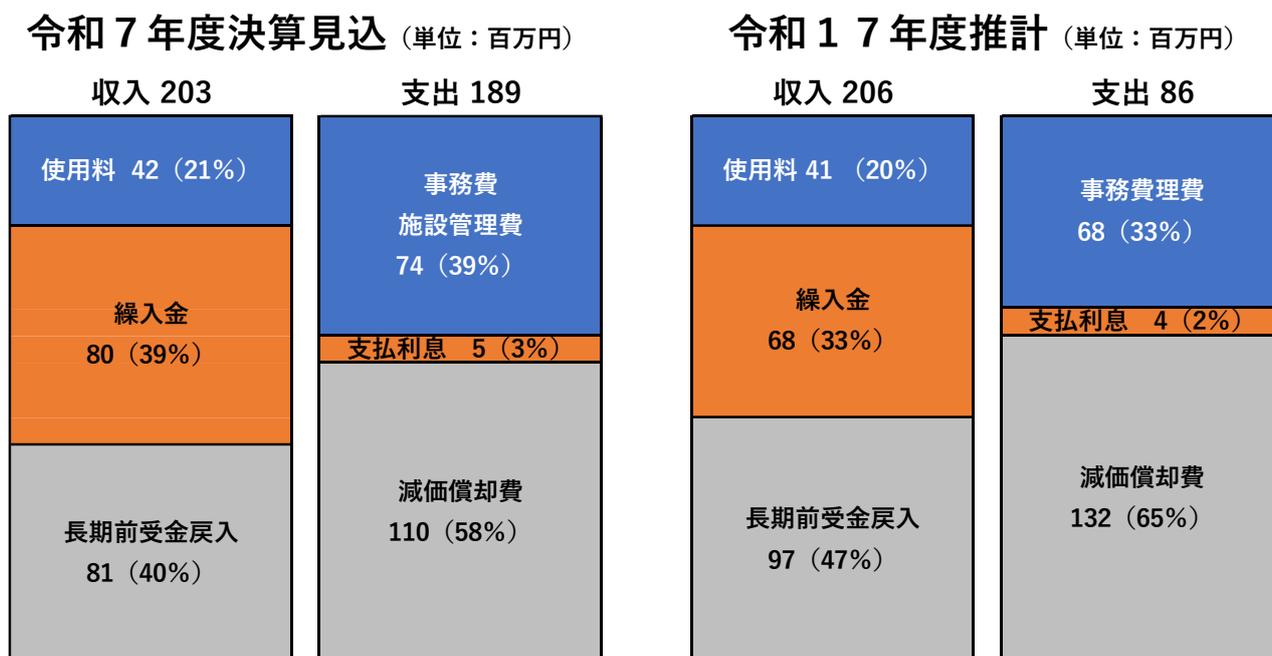
- ・人口減少：今後10年間で人口が11%減少する。
- ・物価上昇により今後10年間で経費が約20%増加する。

2 方針の背景及び現状分析と経営課題について

2.1 令和7年度決算見込数値と将来推計値

以下の図は、令和7年度の決算見込及び財政シミュレーションに基づく推計です。

今後は、施設の更新費用や維持管理費の増加、さらに人口減少による使用料収入の減少が進むことで、一般会計からの繰入金が増加することが見込まれます。



図a 令和7年度決算見込と令和17年度推計の損益計算書比較

2.2 下水道事業の経営課題

以下の理由から財源が不足しており、早急な対策が必要になっています。

1. 今後、施設の更新費用や物価高騰に伴う維持管理費の増加に加え、人口減少により使用料収入の減少が予想されます。その結果、町からの繰入金の割合が増加する見込みです。
2. 平成9年3月の供用開始から28年を経過した現在においても、経費回収率は100%に達しておらず、資本費に充当するための十分な財源が確保できていません。

3 本経営戦略改定後の見通し

3.1 対象事業及び計画期間

本経営戦略は、特定環境保全公共下水道事業を対象としています。

経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であり、通常 10 年以上の期間を基本としています。これを踏まえ、本経営戦略の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。



図 b 経営戦略の対象事業及び計画期間

3.2 実現のためのロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和 2 年 7 月 21 日付け国水下企第 34 号)に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を以下に示します。

経費回収率の向上を図るため、令和 8 年度から下水道使用料の在り方について検討を行い、令和 12 年度までに使用料改定を実施する予定です。また、使用料改定の結果を経営戦略に反映させるため、改定から 3 年後に経営戦略の見直しを行うサイクルを確立します。

さらに令和 15 年度から令和 16 年度にかけて再度下水道使用料の検討を行い、令和 17 年度に 2 回目の使用料改定を予定します。

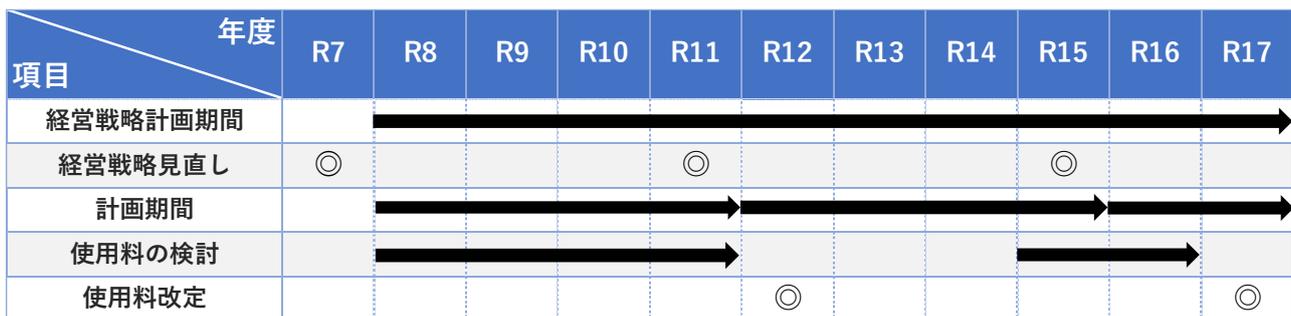


図 c 経費回収率の向上に向けたロードマップ

3.3 業績目標

ロードマップに従い、経費回収率の向上に向けた業績目標を以下に示します。

経費回収率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		55.9%	71.9%	73.0%	71.6%	70.3%	74.6%	73.3%	71.2%	69.2%	67.3%
使用料収入 (百万円)	41.91	41.48	42.91	42.93	42.94	46.38	46.38	45.89	45.40	44.90	47.95
汚水処理費 (百万円)	74.92	57.66	58.79	59.92	61.05	62.18	63.31	64.44	65.57	66.70	67.83

図 d 経費回収率の向上に向けた業績目標

ア. 実施予定時期

- ・令和 8 (2026) 年度～令和 17 (2035) 年度 (10 年間)

イ. 経費回収率向上に向けた具体的な取組み

- ・4 年に 1 度見直すサイクルを確立し、毎年、目標数値と予算、決算数値との比較を行い、経費回収率の向上に取組みます。

ウ. 将来の経営改善に向けた協議継続案件

- ・効率的な組織体制の構築
- ・利用者の拡大
- ・不明水への対策

エ. 管理委託経費の削減

- ・複数年包括的民間委託による効果的な経費削減

新冠町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新冠町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年3月31日(28年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和6年4月1日 法適(一部適用)
処理区域内人口密度	20.4人/ha(令和6年度)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(静内処理区)		
処理場数	無し(新ひだか町静内終末処理場にて処理)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成8年度末より隣接する新ひだか町静内処理区の静内終末処理場で汚水処理を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">施設使用料金</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> <th>(1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <td>一 般 用</td> <td rowspan="2">200 円</td> <td>5立方メートルまで</td> <td>880 円</td> <td>176 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>100立方メートルまで</td> <td>3,030 円</td> <td>29 円</td> </tr> </table>				種 別	施設使用料金	基本料金		超過料金	汚水量	料 金	(1立方メートルにつき)	一 般 用	200 円	5立方メートルまで	880 円	176 円	公衆浴場用	100立方メートルまで	3,030 円	29 円
種 別	施設使用料金	基本料金		超過料金																	
		汚水量	料 金	(1立方メートルにつき)																	
一 般 用	200 円	5立方メートルまで	880 円	176 円																	
公衆浴場用		100立方メートルまで	3,030 円	29 円																	
業務用使用料体系の 概要・考え方																					
その他の使用料体系の 概要・考え方	令和元年10月1日施行																				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,520 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,545 円																
	令和5年度	3,520 円		令和5年度	3,523 円																
	令和6年度	3,520 円		令和6年度	3,475 円																

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設水道課は、令和7年度現在で10名おり、下水道事業に係る実務職員数は5名でそれぞれ兼務しています。職員給与費の下水道特別会計予算処置においては、1名の人件費を計上しております。
事業運営組織	平成17年度にて上下水道課、建設課、管財建築課の3課が統合し建設水道課となりました。上下水道課の職員数は5名でしたが、3課統合後、グループ制の導入等により、現在に至っております。
事業運営組織図	<pre> graph TD A[管理者権限 町長] --> B[建設水道課長] B --> C[参事] C --> D[建設管理グループ 総括主幹(参事兼務)] D --> E[主幹 主幹] E --> F[管理・用地係] E --> G[管財・公住係] E --> H[建築係] E --> I[建設係] E --> J[上下水道係] E --> K[上下水道第2係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	中継ポンプ場、マンホールポンプ所の管理を業務委託し、新ひだか町終末処理場維持管理業者に随意契約することにより維持管理経費の削減に努めています。
	イ 指定管理者制度	(1) 施設の安定稼働 ① 施設、管渠等の適切な維持管理や的確な状況把握 (2) 経営の健全化 ① 施設、管渠等の長寿命化や計画的な更新等 ② 業務の効率化、事業の検証・見直し ③ 有収率の向上 ④ 下水道使用料の適正価格への見直し検討 ⑤ 財源の確保
	ウ PPP・PFI	終末処理場が無いことから、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	終末処理場がなく、尚且つ小規模下水道のため該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地など無いため該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度経営比較分析 ①単年度収支が黒字であるが、一般会計繰入金に依存しているため、更なる改善を図っていく必要があります。 ②累積欠損額は発生していません。 ③類似団体平均値より大幅に下回っており、使用料収入等を見直す必要があります。 ④類似団体平均値より下回っていますが、老朽化による設備更新について計画的に進める必要があります。 ⑤100%を下回っていることから使用料収入の確保及び汚水処理費削減の必要があります。 ⑥効率的な汚水処理が実施されるよう、今後も維持管理費の削減に努める必要があります。 ⑦新ひだか町の終末処理施設にて処理しているため、数値が0となっております。 ⑧類似団体と比較し高い数値を示しており、引き続き100%に近づけるよう努めます。

令和6年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付(別紙 経営比較分析表)

経営比較分析表（令和6年度決算）

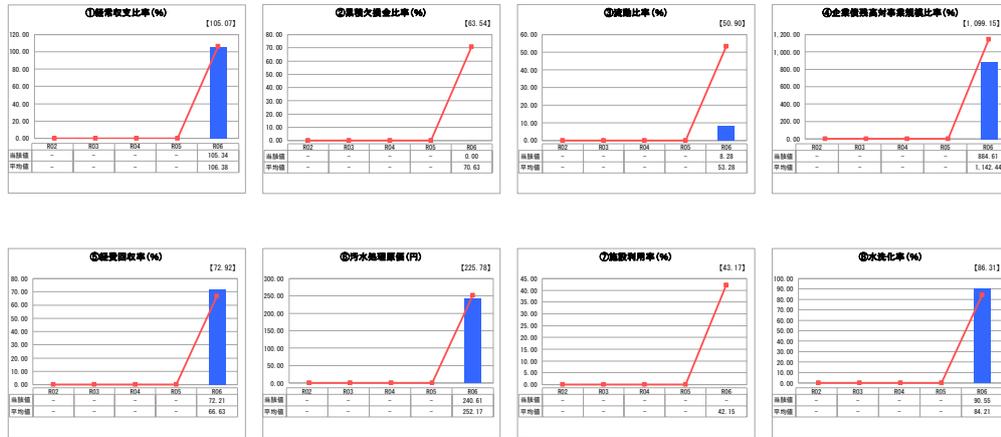
北海道 新報町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理費の種別
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり建設費(円)
-	87.63	58.36	81.11	3,520

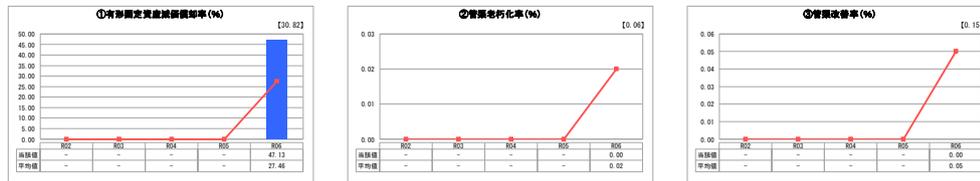
人口(人)	面積(㎡)	人口密度(人/㎡)
5,011	585.71	8.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(㎡)	処理区域内人口密度(人/㎡)
2,898	1.42	2,040.85

グラフ凡例
■ 類似団体値(画数値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①単年度収支が高年であるが、一般会計繰入金に依存しているため、更なる改善を図っていく必要があります。
- ②業種交換は発生していません。
- ③類似団体平均値より大幅に下回っており、使用料収入等を見直す必要があります。
- ④類似団体平均値より下回っていますが、老朽化による設備更新について計画的に進める必要があります。
- ⑤100%を下回っていることから使用料収入の確保及び汚水処理費削減の必要があります。
- ⑥効率的な汚水処理が実施されるよう、今後も維持管理費の削減に努める必要があります。
- ⑦新ひたか町の汚水処理施設にて処理しているため、数値が低くなっており、引き続き100%に近づけるよう努めます。

2. 老朽化の状況について

- ①類似団体平均値より数値が高く、法定耐用年数に近い資産が多いことが考えられ、将来的な施設の更新については計画的に実施する必要があります。
- ②③問題ありません。

全体備後

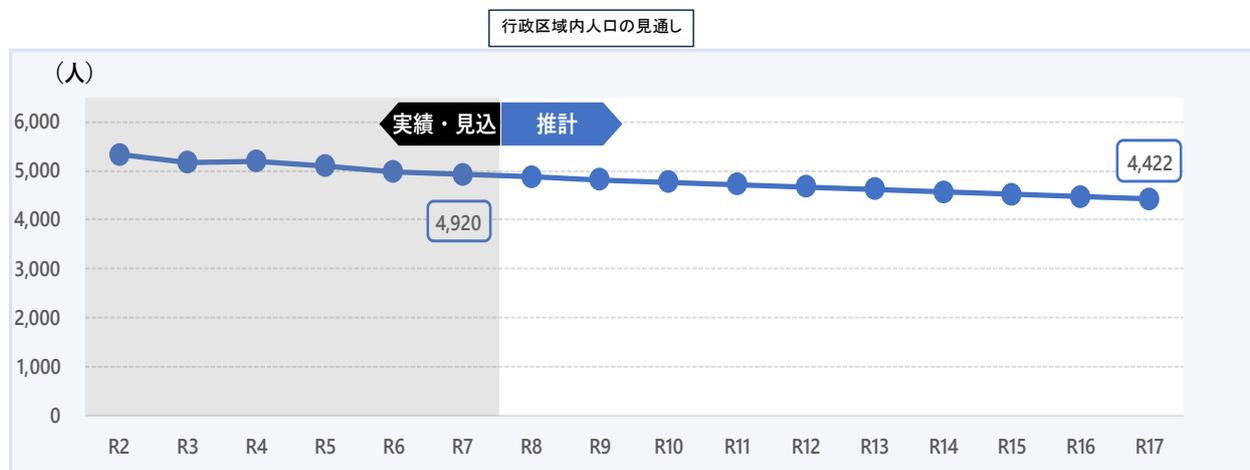
単年度収支は高年であるが、一般会計繰入金に依存している現状であるため、施設の更新投資を促進し、将来の事業継続に向けて維持管理費の削減、使用料の見直しを検討する必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

全体の人口推計については、下記図の行政区域内人口の見通しのとおり、第2期新冠町まち・ひと・しごと人口ビジョン(令和4年4月)から予測しています。
10年後に当たる令和17年度には令和6年度の人口の89%程度まで減少する予測となっています。

処理区域内人口の予測については、下記図の下水道人口の見通しのとおり、令和4年度に策定した新冠町特定環境保全公共下水道事業計画の処理区別人口の推移から予測しています。

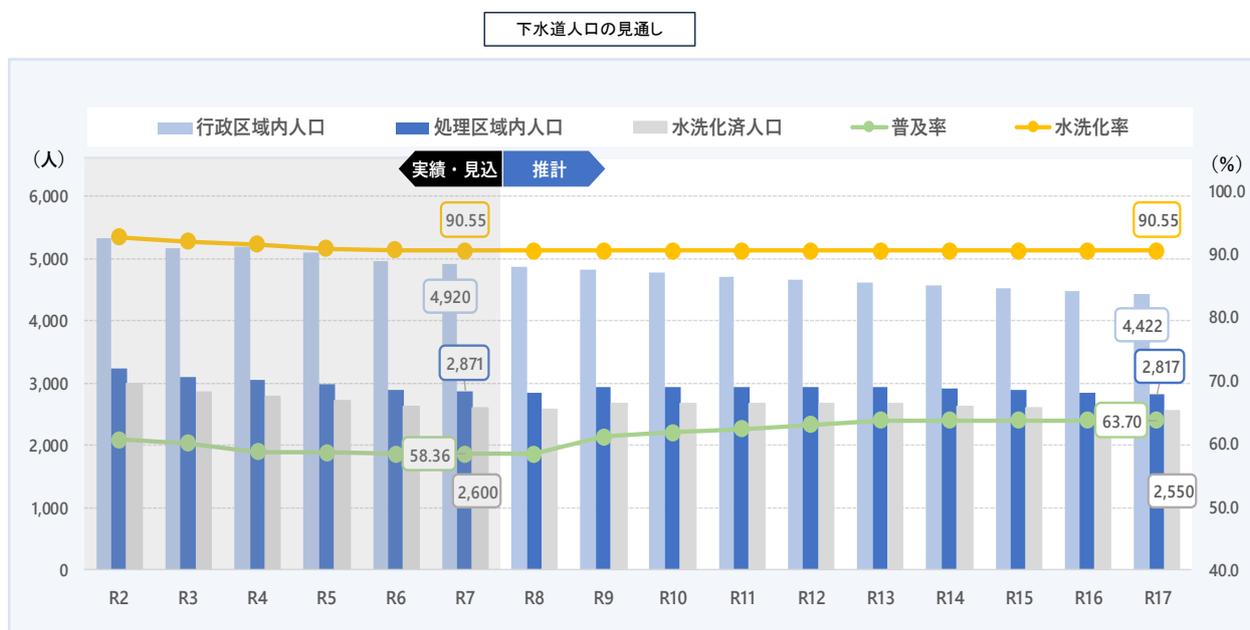


実績(決算統計より)

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	5,325	5,178	5,189	5,106	4,966

見込み・推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	4,920	4,870	4,819	4,769	4,718	4,668	4,619	4,570	4,521	4,472	4,422



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	5,325	5,178	5,189	5,106	4,966	4,920	4,870	4,819	4,769	4,718	4,668	4,619	4,570	4,521	4,472	4,422
処理区域内人口	3,225	3,106	3,042	2,991	2,898	2,871	2,842	2,940	2,941	2,942	2,942	2,942	2,911	2,880	2,849	2,817
水洗化済人口	2,984	2,853	2,785	2,715	2,624	2,600	2,573	2,662	2,663	2,664	2,664	2,664	2,636	2,608	2,579	2,550
普及率	60.56	59.98	58.62	58.58	58.36	58.36	58.36	61.00	61.68	62.35	63.03	63.70	63.70	63.70	63.70	63.70
水洗化率	92.53	91.85	91.55	90.77	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55

(2) 有収水量の予測

有収水量の予測については、下記図の処理水量及び有収水量の見通しのとおり、上記図の処理区域内の人口推移に過去の有収水量のデータを勘案し予測しています。
 今後も処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、年間有収水量は減少していくと予想されます。
 10年後に当たる令和17年度には令和6年度の有収水量の**96%**程度まで減少する予測となっています。

処理水量及び有収水量の見通し

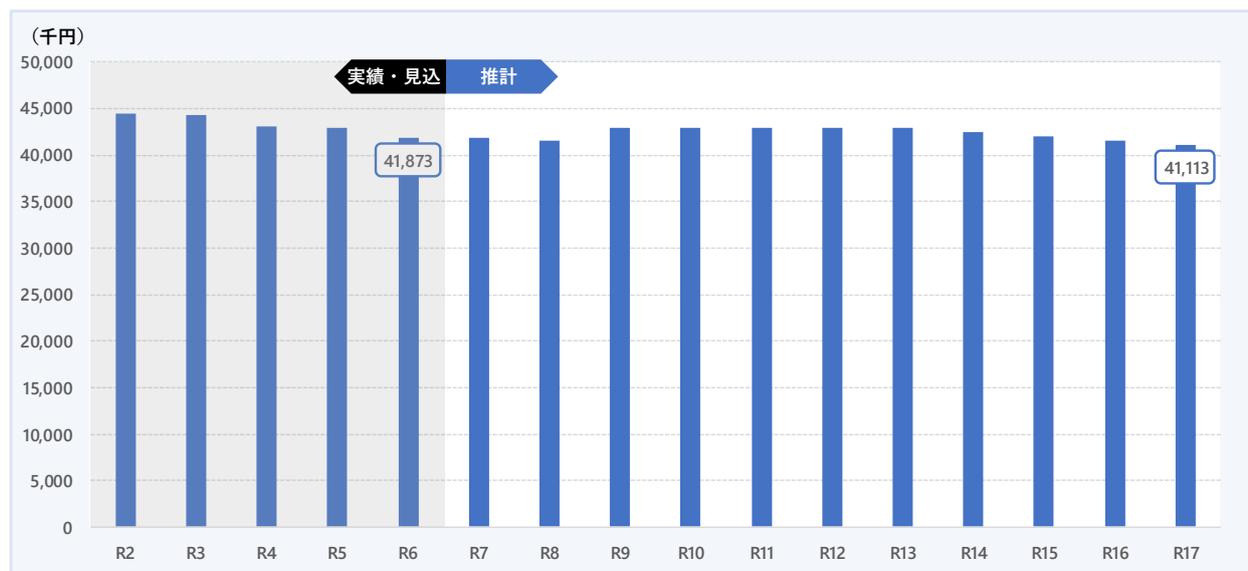


	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
処理水量 (m³/年)	310,867	317,284	322,631	301,277	297,112	296,334	293,322	303,380	303,555	303,595	303,630	303,660	300,439	297,218	293,996	290,709
有収水量 (m³/年)	253,839	251,492	243,117	243,588	241,000	236,018	233,619	241,630	241,769	241,802	241,829	241,853	239,288	236,722	234,156	231,538
有収率 (%)	81.66	79.26	75.35	80.85	81.11	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65	79.65

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、下記図の使用料収入の見通しのとおり、有収水量の予測をベースに予測しています。
 処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、今後は、年間有収水量が減少していくと考えられることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられます。
 今後10年で経費回収率を上昇させるためには、早急に料金改定を検討しなければならない状況です。
 10年後に当たる令和17年度には令和6年度の料金収入の**98%**程度まで減少する予測となっています。

使用料収入の見通し



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料 (千円)	44,409	44,253	43,095	42,908	41,873	41,908	41,483	42,905	42,930	42,935	42,940	42,945	42,489	42,034	41,578	41,113

(4) 施設の見直し

施設の見直しについては、指標分析の有形固定資産減価償却率の下水道施設の老朽化の推移を注視しながら、ストックマネジメント計画による更新に努めていきます。
 供用開始から28年が経過しているものの、処理施設や管渠については法定耐用年数はそれぞれ、50年とされているため、更新は直近の課題となっていません。
 ただし、ポンプ類及び計器類については、耐用年数がそれぞれ20年、10年であり、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制しています。

有形固定資産減価償却率

算定方法

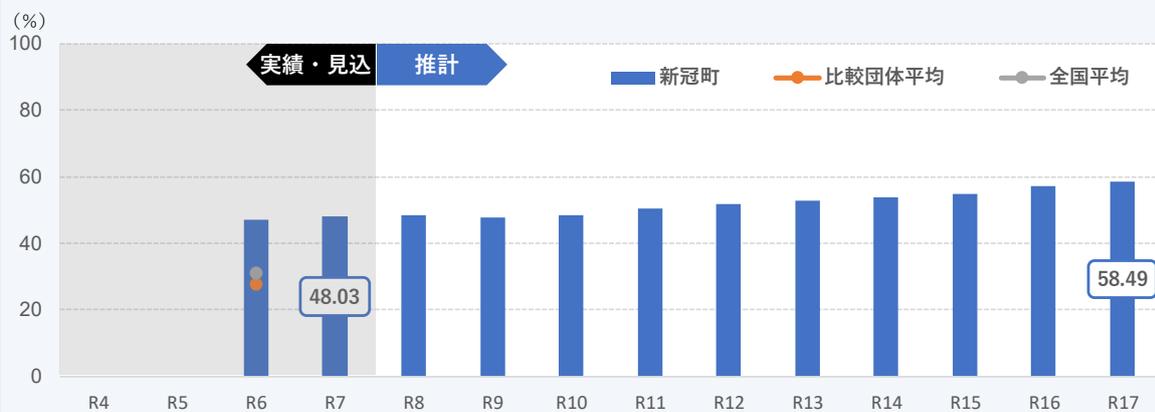
$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$$

望ましい向き ↓

—

分析指標の意味（何が分かる？）

保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。



	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町			47.13	48.03	48.39	47.91	48.59	50.60	51.73	52.67	53.68	54.86	57.11	58.49
比較団体平均			27.46											
全国平均			30.82											

分析指標からわかること

当該施設は、令和7年度で供用開始後28年を経過しており、今後は、老朽化が緩やかに進展していく見込みです。

(5) 組織の見直し

組織職員数の見直しについては、現状の体制を想定しています。

技術職員と事務職員については、退職した職員の分は新規採用職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しており、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

- (1) 施設の安定稼働
 - ① 施設、管渠等の適切な維持管理や的確な状況把握
- (2) 経営の健全化
 - ① 施設、管渠等の長寿命化や計画的な更新等
 - ② 業務の効率化、事業の検証・見直し
 - ③ 有収率の向上
 - ④ 下水道使用料の適正価格への見直し検討
 - ⑤ 財源の確保

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	ストックマネジメント計画、長寿命化計画に基づき、事業の平準化を図りながら施設整備を行う。
---	---	--

今後10年間でポンプ場及びマンホールポンプ所の機械・電気設備更新工事を予定している。投資額は下記の図のとおり。

R 8以降の建設改良費

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
建設改良費	107,598	161,398	96,998	22,398	74,398	88,398	88,398	82,398	22,398	74,398

R 8以降の建設改良費の財源

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
国庫補助金	46,600	73,500	41,300	4,000	30,000	37,000	37,000	34,000	4,000	30,000
企業債	46,600	73,500	41,300	4,000	30,000	37,000	37,000	34,000	4,000	30,000

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	独立採算の原則より、効率的で効果的な事務・事業実施による他会計繰入金(基準外繰入金)の縮減及び企業債発行額の抑制に努めます。 計画期間 令和17年度末における目標 ・経費回収率 70%以上 ・経常収支比率 100%以上 ・累積欠損金比率 0%
---	---	--

<財源の目標に関する事項>

財源試算においては、過去の分析値を用いて複数の人口推移パターンで試算を行いました。いずれのパターンも使用料収入の減収を補填するためには、他会計補助金の増額しか選択せざるを得ないことから使用料水準を改定し自主財源を確保していく方針です。今後4年間の原価計算表の経費回収率は**88.71%**と低い水準になっている為、早急に料金改定を検討する必要があります。

<繰入金に関する事項>

収支均衡を保つために不足している分は繰入金で充てる予定としています。

<企業債に関する事項>

建設改良費から国庫補助を減じた残りの全額を下水道事業債で充てる予定としています。

<国庫補助金に関する事項>

国庫補助対象事業の交付条件から算定した数値を使用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)>

下水道施設維持管理業務を民間委託し維持管理費の削減を図っています。

<動力費に関する事項>

推計方法については、令和7年度決算をもとに物価上昇率2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。

<薬品費に関する事項>

推計方法については、令和7年度決算をもとに物価上昇率2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。

<修繕費に関する事項>

推計方法については、令和7年度決算をもとに物価上昇率2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。

<委託費に関する事項>

推計方法については、令和7年度決算をもとに物価上昇率2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。

<その他>

推計方法については、令和7年度決算をもとに物価上昇率2.0%ずつ上昇する見込みで算出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

該当なし

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、該当する事項はありませんが、今後必要に応じて検討を行う予定です。
投資の平準化に関する事項	既長寿命化計画及びストックマネジメント計画により、投資の平準化を図り事業を継続していく予定です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、該当する事項はありませんが、今後必要に応じて検討を行う予定です。
その他の取組	状況に応じてダウンサイジング等について考慮するなど、適切な投資に努めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。 平成26年に料金改定以降、使用料は据え置いています。長期財政シミュレーションの結果、今後の人口減少や物価上昇を見込んだ場合、今後10年で現行使用料料金から1.7倍以上の改定が収支均衡には必要となりますが、経費回収率70%を維持する目標を達成するため、令和12年度までに、令和17年度に改定を行う方向で検討します。その後、5年に1回の見直しを含め、検討を行う予定です。
資産活用による収入増加の取組について	有効活用できる資産については、必要に応じて活用の可能性を検討していきます。
その他の取組	コストの平準化や縮減に努める一方、各種補助金や下水道債の活用など、適切な財源の確保に努めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、該当する事項はありませんが、今後必要に応じて検討を行う予定です。
職員給与費に関する事項	必要に応じて人員の補填や給与費の見直しを検討していきます。
動力費に関する事項	ポンプ施設設備の更新時には、高効率機器の導入を検討していきます。
薬品費に関する事項	処理場がないため、該当ありません。
修繕費に関する事項	計画的な機器の更新を図り、修繕に関する費用の抑制に努めていきます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努めていきます。
その他の取組	水洗化率や有収率の向上に努めていきます。また、防災対策や危機管理体制の強化については、施設の維持管理業務の受託事業者をはじめ、役場内の関係部局や町内の消防関係機関、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の進捗管理をPDCAサイクルの活用によって分析を行い、5年毎に収支計画を見直すことにより、本経営戦略の検証・改定を行います。
---------------------	---

原価計算表

供用開始年月日 平成9年3月31日
 処理区域内人口 2,898人
 計算期間 自8年4月至11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 41,908	千円 42,563	千円	千円 42,563
受 託 工 事 収 益	0			0
そ の 他	298			0
合 計	42,206	42,563	0	42,563

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費	千円	千円	千円	千円
人件費				0
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
修 繕 費	454	477		477
材 料 費				0
路 面 復 旧 費				0
委 託 料	3,200	3,360		3,360
そ の 他				0
小 計	3,654	3,837	0	3,837
ポンプ場費				0
人件費				0
給 料				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費	4,869	5,112		5,112
修 繕 費	454	477		477
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料	10,671	11,205		11,205
そ の 他	1,116	1,172		1,172
小 計	17,110	17,966	0	17,966
一般管理費				0
人件費				0
給 料	4,899			0
諸 手 当	3,403			0
福 利 費	1,757			0
流域下水道管理運営費負担金				0
委 託 料	455	478		478
そ の 他	43,637	37,073		37,073
小 計	54,151	37,551	0	37,551
資本費				0
支 払 利 息	4,500	3,921	3,921	0
減 価 償 却 費	109,538	116,431	116,431	0
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	114,038	120,352	120,352	0
合 計 (Y)	188,953	179,705	120,352	59,353

資 産 維 持 費 (Z)	2,590
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	61,943

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 68.71

<使用料水準についての説明>

令和8年度から令和11年度までの使用料算定期間において、経費回収率は、**68.71%**となっています。今後は維持管理費など物価上昇の影響から経費回収率は悪化の見通しを想定しています。また、施設の運用の効率化を進め、健全的な経営に努めるものとし、現状の経費回収率を維持するため、今後使用料改定につなげていきます。

各論

第1章 各種統計

1 下水道事業の現状と課題

1.1 下水道事業の沿革

本町における下水道事業は、生活環境の改善及び住民意識の向上を目的としたまちづくりの一環として、生活基盤施設の整備を推進してきました。平成4年度には、中心市街地49.5haについて初回の事業認可を取得し、平成8年度末に供用を開始しました。その後、整備の拡充を進め、現在までに管渠延長約28Km、整備面積142.6haを整備し、下水道計画区域内における必要区域の整備は概ね完了しています。なお、令和6年度末における下水道計画区域内人口は2,898人となっています。

また、本町には下水処理場が設置されておらず、新冠ポンプ場から隣接する新ひだか町(旧静内町)に所在する静内終末処理場へ送水し、合同で処理を実施しています。

下水道事業の拡張の経緯

名称	告示年月日	告示番号	予定処理人口 人	計画汚水量 日最大 m ³ /日	予定処理区域面積 ha	概要
当初認可	平成5年1月12日	新冠町告示第2号	1,600	730	49.5	当初
第2次認可	平成9年4月1日	新冠町告示第12号	2,700	1,243	98.5	予定処理区域の拡張 予定処理人口の変更 認可期間の延伸
第3次認可	平成11年11月1日	新冠町告示第60号	3,740	1,925	145.0	予定処理区域の拡張 予定処理人口の変更 認可期間の延伸
第4次認可	平成12年9月11日	新冠町告示第54号	3,470	1,925	145.0	管路延長の変更
第5次認可	平成16年2月26日	新冠町告示第11号	3,470	1,969	151.0	全体計画の見直し 予定処理区域の拡張 予定処理人口の変更 認可期間の延伸
第6次認可	平成21年2月18日	新冠町告示第12号	3,470	1,969	151.0	認可期間の延伸
第7次認可	平成24年1月12日	新冠町告示第2号	3,470	1,969	151.0	認可期間の延伸
第8次認可	平成25年1月7日	新冠町告示第1号	3,260	1,416	154.8	全体計画の見直し 予定処理区域の変更 予定処理人口の変更 認可期間の延伸
第9次認可	平成30年1月25日	新冠町告示第4号	3,240	1,376	154.8	全体計画の見直し 事業計画期間の延伸 予定処理人口の変更
第10次認可	令和5年2月17日	新冠町告示第8号	2,930	1,142	154.8	全体計画の見直し 事業計画期間の延伸 予定処理人口の変更

出所：令和4年度下水道事業変更計画

1.2 下水道事業の現状

(1) 施設概要

本町の主な下水道施設は、次の表 1-1 のとおりです。

下水道施設の概要

事業名	特定環境保全公共下水道事業
ポンプ場の名称	新冠ポンプ場
処理区	静内処理区
位置	新冠町字本町 6 5 番地 1 3
下水排除方式	分流汚水
計画時間最大揚水量	1. 6 m ³ /分
供用開始年月	平成9年3月31日

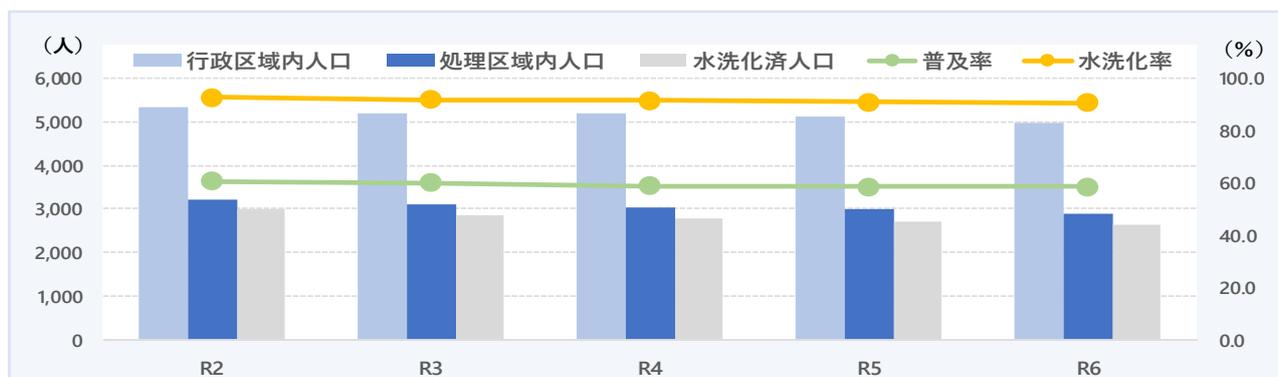
出所：令和 4 年度下水道事業変更計画

表 1-1 下水道施設の概要

(2) 汚水処理区域内人口、処理水量及び有収水量の推移

① 下水道整備人口及び普及状況

本町においては、行政区域内人口および汚水処理区域内人口が令和2年度から令和6年度にかけて緩やかに減収しています。一方で、下水道の普及率は60.56%から58.36%へとわずかに低下しており、令和6年度末における水洗化率は90.55%となっています。このことから、下水道の水洗化率の向上が課題となっています。

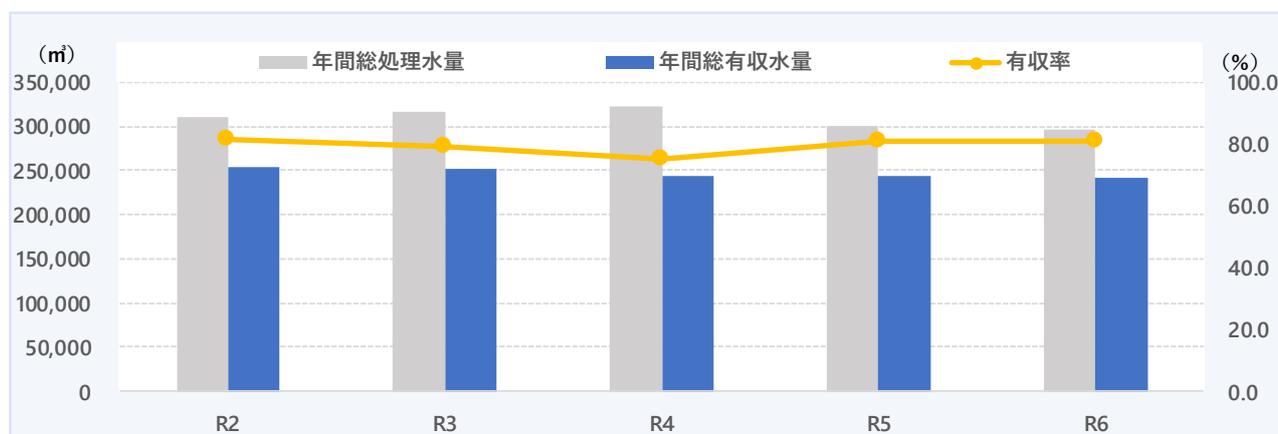


	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	5,325	5,178	5,189	5,106	4,966
処理区域内人口	3,225	3,106	3,042	2,991	2,898
水洗化済人口	2,984	2,853	2,785	2,715	2,624
普及率	60.56	59.98	58.62	58.58	58.36
水洗化率	92.53	91.85	91.55	90.77	90.55

図 1-1 下水道整備人口及び普及状況の推移

② 有収水量及び有収率

年間総処理水量は310,867 m³から297,112 m³へと減少傾向を示しており、年間総有収水量についても253,839 m³から241,000 m³へと減少しています。有収率は81.66%から81.11%へとわずかに低下しており、年度ごとの変動はあるものの、全体として下降傾向が見られます。これらの状況を踏まえると、有収率の一層の向上に向けた対策が課題となっています。



	R2	R3	R4	R5	R6
年間総処理水量	310,867	317,284	322,631	301,277	297,112
年間総有収水量	253,839	251,492	243,117	243,588	241,000
有収率	81.66	79.26	75.35	80.85	81.11

図 1-2 有収水量及び有収率の推移

(3) 下水道使用料の料金体系及び道内比較

① 下水道使用料の料金体系

本町の下水道事業運営の基本的な財源は下水道使用料であり、その不足分については一般会計から補填されています。

使用料の体系は用途別に設定されており、基本料金と従量料金制を採用しています。一般家庭の場合、月 20 m³使用で 3,520 円(消費税込み)となっています。

また、使用料は平成 26 年 4 月料金改定以降、11 年以上にわたり改定されていません。

現行の使用料については、次の表 1-2 のとおりです。

種 別	施設使用料金	基 本 料 金		超 過 料 金
		汚 水 量	料 金	(1立方メートルにつき)
一 般 用	200 円	5立方メートルまで	880 円	176 円
公 衆 浴 場 用		100立方メートルまで	3,030 円	29 円

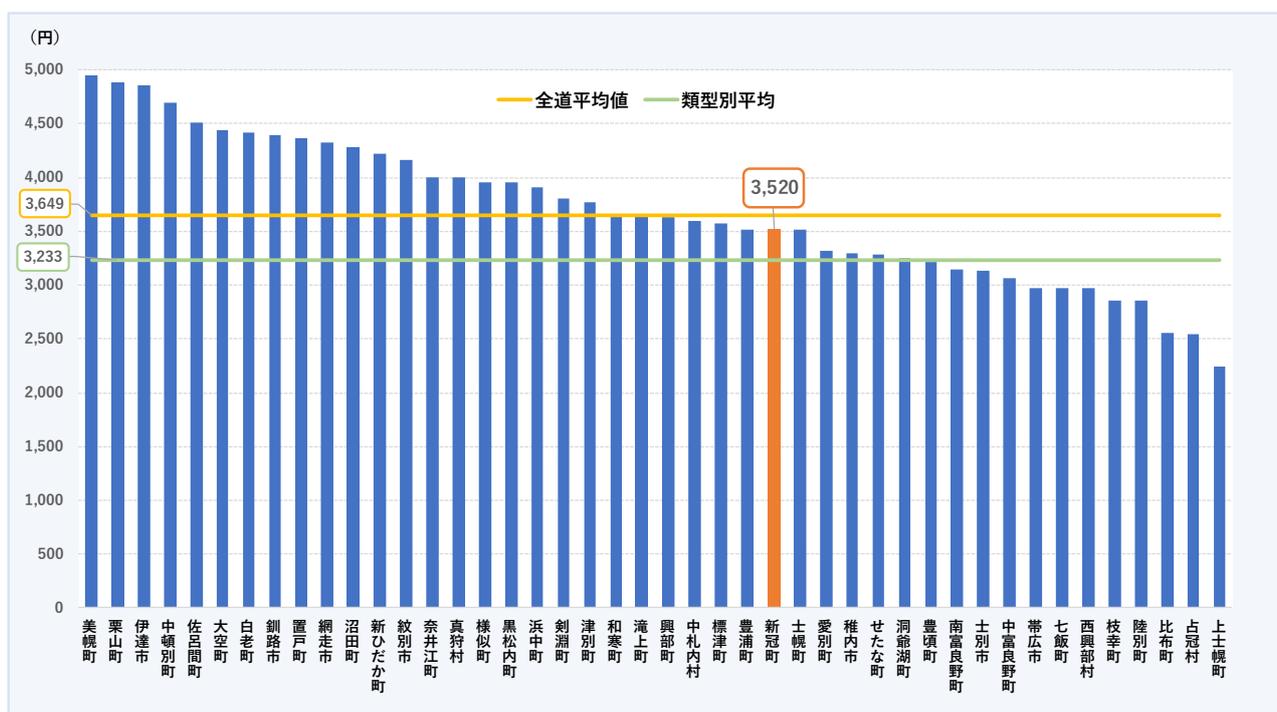
表 1-2 下水道使用料体系表

② 北海道内の下水道使用料比較

本町と他自治体における事業別・類型別の下水道使用料の比較は、次の図のとおりです。

新冠町の下水道使用料は、比較対象となる類型別団体の平均値を上回っていますが、道内類型別団体の平均値を下回っています。また、豊浦町や士幌町と同水準です。

※下水道の使用料については、20㎡と仮定しており、消費税を含んだ金額となっています
 ※総務省のホームページ 令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より抽出



美幌町	栗山町	伊達市	中頓別町	佐呂間町	大空町	白老町	釧路市	置戸町	網走市	沼田町	新ひだか町	紋別市	奈井江町
4,950	4,884	4,856	4,700	4,510	4,441	4,422	4,389	4,358	4,331	4,280	4,220	4,158	4,004
真狩村	様似町	黒松内町	浜中町	剣淵町	津別町	和寒町	滝上町	興部町	中札内村	標津町	豊浦町	新冠町	士幌町
4,000	3,960	3,950	3,910	3,803	3,766	3,656	3,630	3,630	3,600	3,577	3,520	3,520	3,520
愛別町	稚内市	せたな町	洞爺湖町	豊頃町	南富良野町	士別市	中富良野町	帯広市	枝幸町	陸別町	比布町	占冠村	上士幌町
3,322	3,300	3,290	3,250	3,210	3,141	3,136	3,062	2,970	2,860	2,852	2,560	2,550	2,242

出典：総務省 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 類型別事業別より

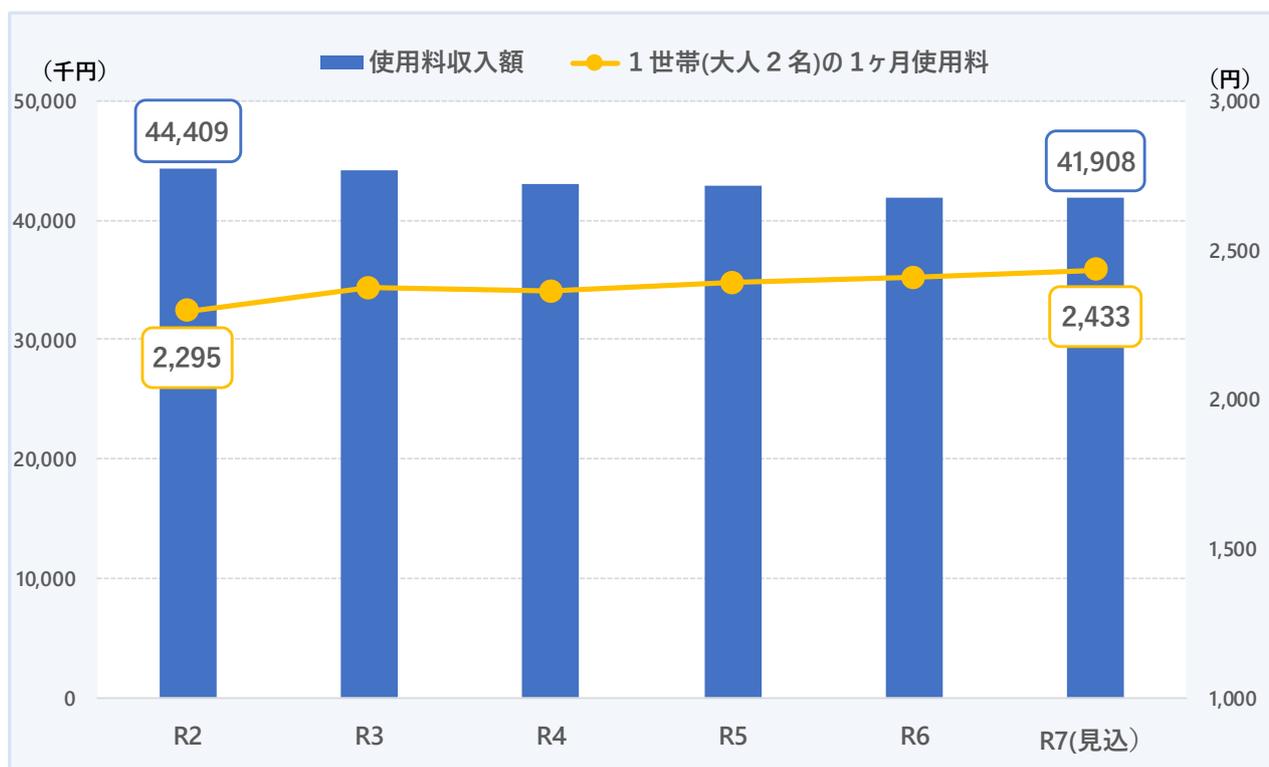
図 1-3 北海道内の類型別の下水道使用料

(4) 下水道使用料収入の推移

使用料収入は、令和2年度の約4,440万円から令和7年度には約4,190万円（税込み約4,610万円）へと増加しています。

なお、令和5年度までは特別会計であったため税込金額での表示となっており、令和6年度からは地方公営企業法の適用により、税抜金額での表示となっています。

また、本町の平均世帯（2人世帯）における1月あたりの使用料収入は、税込で比較した場合、増加傾向にあります。



	R2	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
使用料収入額	44,409	44,253	43,095	42,908	41,873	41,908
1世帯(大人2名)の1ヶ月使用料	2,295	2,375	2,361	2,391	2,408	2,433

図 1-4 下水道使用料収入の推移

1.3 将来の事業環境

(1) 将来予測の方法

① コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）について、「自然増減」（死亡と出生）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があった場合は、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合は、この方法を用いることが推奨されています。

② コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計する将来が、比較的近い将来の人口で、変化率の算出基礎が近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来においても特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

今回計画の経営戦略においては適さないため、除外しています。

③ 日本の地域別将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所において、将来の人口を都道府県別、市区町村別に求めることを目的としたものです。

各論の根拠資料については、令和2（2020）年の国勢調査をもとに、将来人口推計を男女年齢（5歳）階級別に行ったものです。

(<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>)

④ 第2期新冠町まち・ひと・しごと人口ビジョン（令和4年4月改訂）（採用）

国立社会保障・人口問題研究所の推計値及び国の長期ビジョンを基準として、本町独自の現行ビジョン及び総合戦略の進捗・達成状況とともに、国や県の動向も勘案した設定を合わせ、将来の人口推計を算出したものです。今回の計画で採用している方法です。

(2) 行政区域内人口の見通し

本経営戦略の基本となる将来の本町の人口については、第2期新冠町まち・ひと・しごと人口ビジョン（令和4年4月改訂）に基づく推計値を用いています。この推計値によれば令和22年（2040年）には人口が4,165人となり、平成22年（2010年）の5,775人から約7割程度に減少すると見込まれています。



実績(決算統計より)

	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	5,325	5,178	5,189	5,106	4,966

見込み・推計

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政区域内人口	4,920	4,870	4,819	4,769	4,718	4,668	4,619	4,570	4,521	4,472	4,422

図 1-5 行政区域内人口の見通し

(3) 下水道人口の見通し

本町の下水道接続人口の見通しは、次の図 1-6 のとおりです。



図 1-6 下水道人口の見通し

(4) 処理水量及び有収水量の見通し

本町の処理水量及び有収水量の見通しは、次の図 1-7 のとおりです。

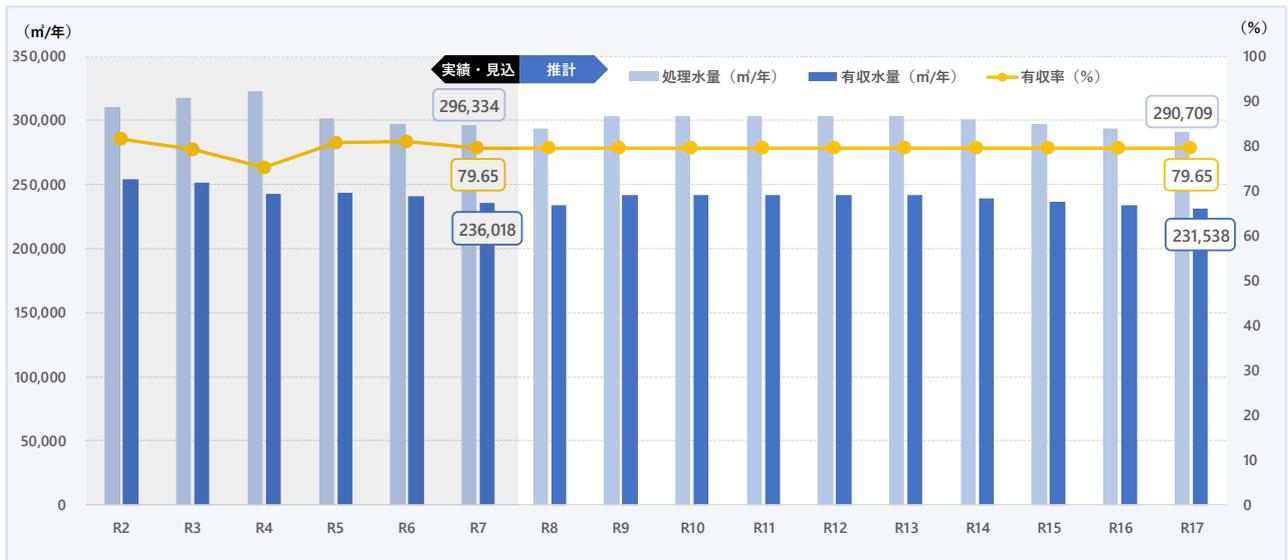


図 1-7 処理水量及び有収水量の見通し

(5) 使用料収入の見通し

本町の使用料収入の見通しは、次の図 1-8 のとおりです。

※本経営戦略収支計画の数値を反映しています。

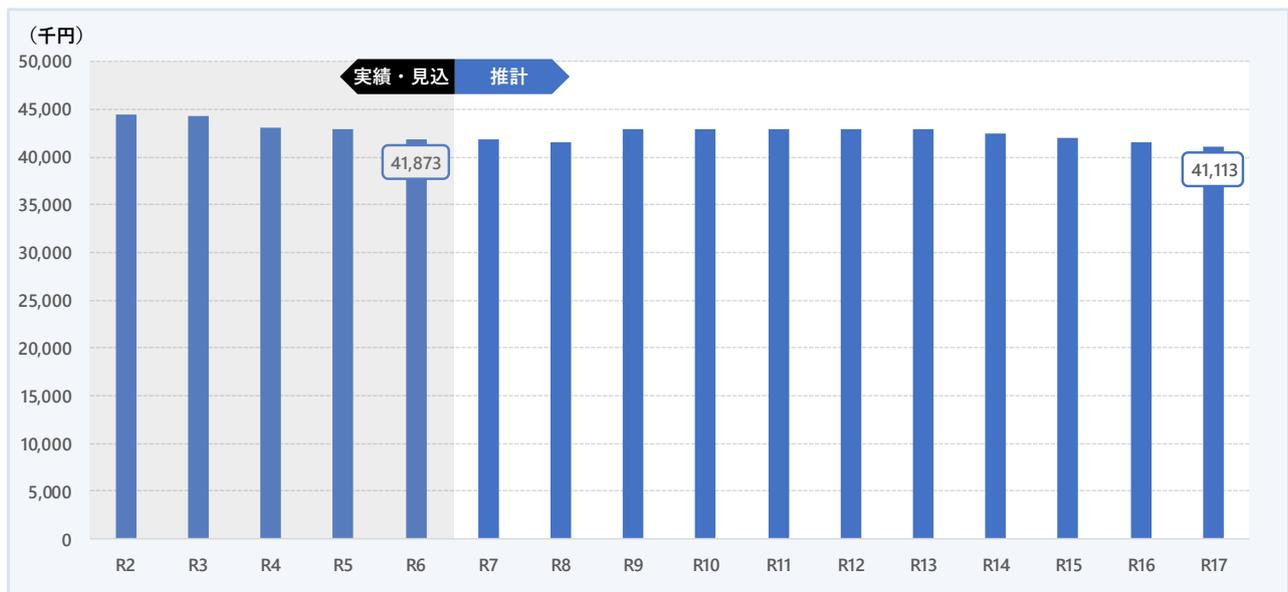


図 1-8 使用料収入の見通し

1.4 下水道事業の経営課題

財政上の課題

1. 今後、施設の更新費用や維持管理費の増加に加え、人口減少による使用料収入の減少が進むことで、町からの繰入金の割合が増加する見込みです。
2. 供用開始(平成9年)から28年を経過してもなお経費回収率が69%(特殊要因除く)と低く、資本費に充当する財源がありません。(経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理費にかかる費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることを意味します。)

災害危機管理対策

想定される巨大地震、浸水、濁水などの自然災害、特に地震による甚大な被害による復旧が長期化していることから上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための上下水道耐震化計画の策定が求められていることや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、これらに対応するための施設の整備や業務継続体制の強化がこれまで以上に求められています。

水洗化の促進

下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済区域の未接続者に対して、下水道の接続を促進する必要があります。

管・施設の効率的な運用

今後、法定耐用年数を経過する下水道設備が多く、多額の更新費用が必要となります。下水道施設の更新に当たってはストックマネジメント計画に基づき、地域住民の方々が安心して下水道を使い続けられるよう、管・施設を効率的に更新・運用します。

なお、今後10年間に必要とされる更新費用は、約6.7億円と推計されています。

技術の承継及び人材の育成

今後は、技術系職員の高齢化が見込まれており、これまで培ってきた現場対応力や危機管理などの技術力の継承が課題となっています。また、職員数の減少によるサービスの低下を招かないように、機能的な組織づくりに努め、災害危機管理対策の面からも、包括的業務委託など民間活用に過剰に依存することなく、本来、行政職員がすべき根幹業務について、検討しながら、下水道事業に携わる人材を育成していく必要があります。

2 使用料の適正水準

2.1 使用料対象経費の予測と使用料適正水準の検討

本町の使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを示す経費回収率は、令和7年度決算見込では69%(特殊要因除く)となっています。本来は100%が望ましく、現状では十分な水準とはなっていません。

今後は、人口減少等による使用料収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要(建設改良費)の増大が見込まれることから、経営環境は一層厳しさを増していくものと考えられます。

こうした状況の中で、サービスを持続的及び安定的に提供していくとともに、町民全体の公平な受益の観点を考慮し、基準外繰入金に依存した経営状況からの脱却を図り、地方公営企業の原則である独立採算を早急に達成し、適正な使用料収入をもって自立的な経営を目指す必要があるため、使用料としてどの程度の水準が適正であるか検討します。

2.2 使用料水準の見直しとその影響について

使用料水準については、本来であれば経費回収率として100%が望ましい姿ですが、ここでは汚水処理原価となる各数値を適切に捉えるとともに、町民生活への影響を最大限に考慮し、今後の事業経営に必要な使用料水準を検討します。

3 投資・財政計画

3.1 投資計画の検討

本町での第2期新冠町まち・ひと・しごと人口ビジョン(令和4年4月改訂)の人口推移をもとに処理区域内人口から有収率等により想定される使用料収入の見通し、ストックマネジメント計画に基づく更新等を考慮しながら投資額の平準化を図り、収支均衡がなされるよう検討します。

さらに、建設改良等での住民インフラ整備が重要であることから、その財源を確保するためにどの時期にこういった施策が必要になるか検討します。

3.2 今後の財政運営上の基本方針

本町において、想定される巨大地震、浸水、濁水、寒波、大雪などの自然災害、特に地震による甚大な被害による復旧が長期化していることから上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための上下水道耐震化計画の策定が求められていることや新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合においても事業が継続して行えるように、緊急対応するために必要となる資金の確保も含めた財政運営を基本方針とします。

3.3 将来シミュレーションの実施及び前提条件

収益的収支の前提条件

収支項目		前提条件	
収益	使用料収入	使用料単価に有収水量を乗じて推計	
		使用料単価	令和7年度見込みを基に推移
		有収水量	推計水洗化人口に、水洗化人口あたりの有収水量（過去2年間の平均値）を乗じて算定
		水洗化人口	現在処理区域内人口(行政区域内人口に普及率(令和6年度決算値を固定又は下水道事業計画による推計値))を乗じて算定)に、水洗化率(令和6年度決算値を固定又は下水道事業計画による推計値)を乗じて算定
	一般会計繰入金	基準内繰入金	繰出基準に基づき推計（原則 減価償却費+利息-長期前受金）
		基準外繰入金	当期純利益が不足しないよう繰入額を調整して推計
	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた財源である国庫補助金等を計上した長期前受金から、固定資産の減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計	
その他	雨水処理負担金、その他営業収益について、令和7年度決算見込を基に、令和8年度以降も計上が見込まれる額を推計		
費用	維持管理費	令和7年度見込みを基に、毎年2.0%の物価上昇率を見込む額を推計 ※年2%は日本銀行の物価上昇安定目標値	
	減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計	
	企業債利息	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還利子を個別に算定	
	その他	令和8年度以降も計上が見込まれる額を推計	

資本的収支の前提条件

収支項目		前提条件	
収入	企業債	将来計画している建設改良費の財源に充てる企業債、資本費平準化債及び特別措置分について推計	
	他会計出資金	資本的収支不足額に対して、経営の安定を図るため繰入額を調整して推計	
	他会計補助金	資本的収支不足額に対して補てん財源が不足しないよう繰入額を調整して推計	
	他会計負担金	将来計画している建設改良費の財源として推計	
	国庫補助金	将来計画している建設改良費の財源として推計	
	その他	受益者負担金等については、令和8年度以降計上が見込まれる額を推計	
支出	建設改良費	建設改良費については、建設事業計画から推計	
	企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還元金を個別に算定	

3.4 財政計画の策定

(1) 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高



図 1-9 当期純利益、繰越利益剰余金及び資金残高の見通し

令和 8 年度以降は、下水道使用料収入と事業経費は収支均衡となるよう、他会計からの補助金により調整を行っています。また、令和 12 年度までは、資本的収支計画における補填財源の不足分を補うため、利益剰余金を充当するとともに、引き続き他会計からの補助金により調整を行っています。

資金残高については、特段の規定は設けられていませんが、将来における下水道施設の整備・更新、さらに災害や予期せぬトラブルへの対応に備えるため、緊急時に活用可能な一定の現預金を確保しておくことが重要です。

(2) 使用料収入及び経費回収率



図 1-10 使用料収入、汚水処理費及び経費回収率の見通し

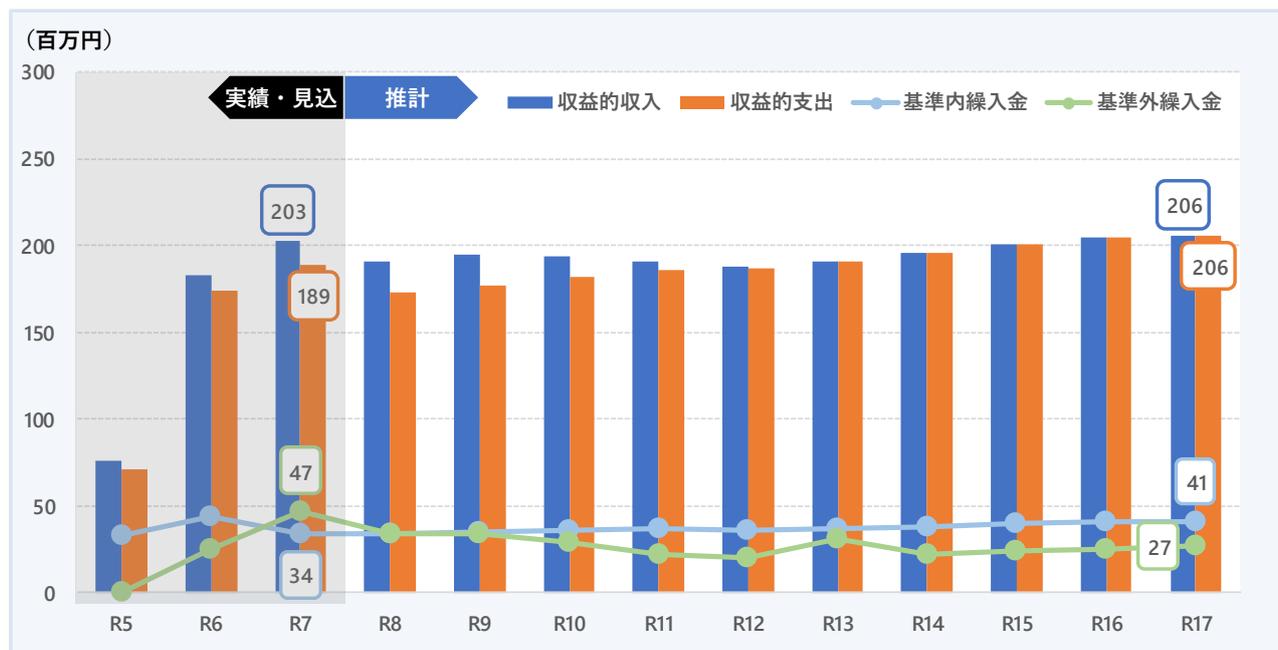
令和 8 年度以降の経費回収率については、人口減少による使用料収入の減少に加え、物価上昇や施設更新費用の増加により汚水処理費が増加することから、低下が見込まれます。

人口については、令和 7 年度から令和 17 年度までの 10 年間で 10.1%減少すると予測されています。

一方、汚水処理経費は、令和 7 年度の特種要因を除いて算出した場合、同期間で 12.9%の増加する見込みです。なお、汚水処理費の増減については、令和 7 年度の増加が維持管理負担金等の特種要因によるものであり、令和 8 年度の減少は前年度の特種要因に加え、人件費の減少が影響しています。このため、年度ごとの経費回収率に大きな変動が生じています。

このまま現行の運営体制を維持した場合、経費回収率は令和 17 年度に 60.61%まで低下する見通しです。

(3) 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収益的収入	76	183	203	191	195	194	191	188	191	196	201	205	206
収益的支出	71	174	189	173	177	182	186	187	191	196	201	205	206
基準内繰入金	33	44	34	34	35	36	37	36	37	38	40	41	41
基準外繰入金	0	25	47	34	34	29	22	20	31	22	24	25	27

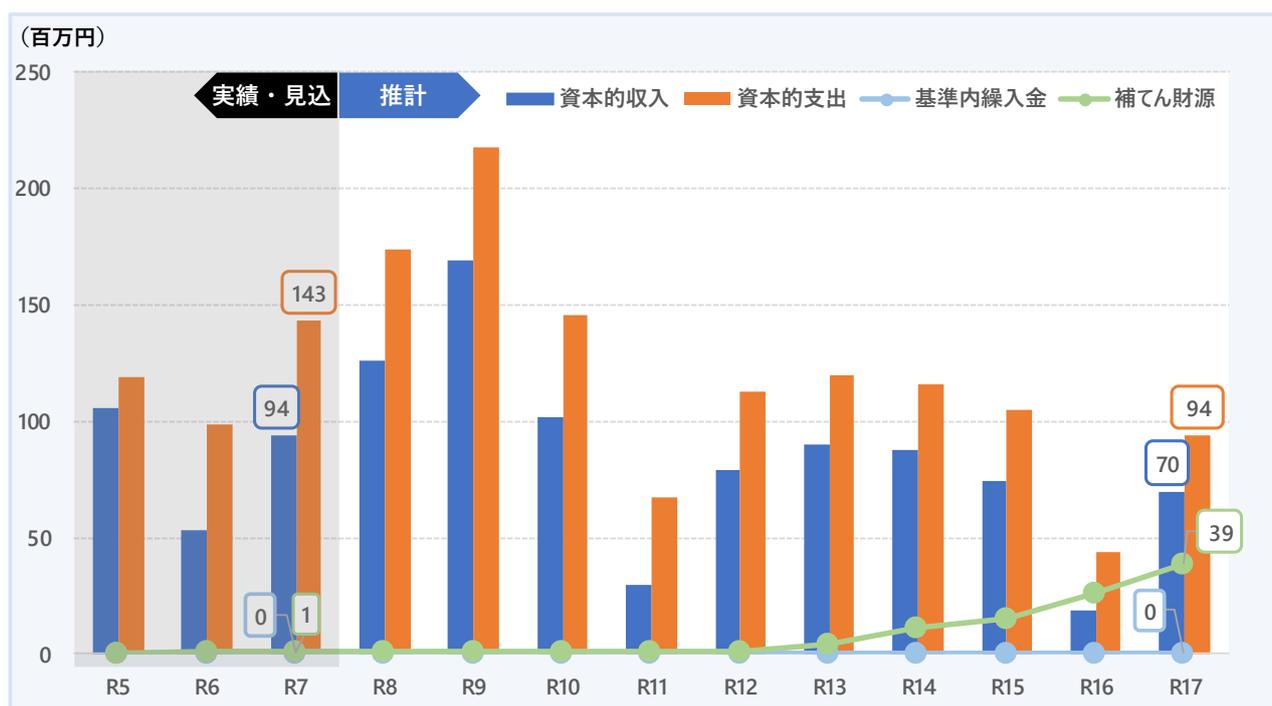
図 1-11 収益的収支、基準内繰入金及び基準外繰入金の見通し

令和 7 年度以降は、人口減少などの影響により有収水量が減少し、それに伴って下水道使用料収入も減少していくことが見込まれます。

一方で、補填財源の不足により毎年度、一般会計から多額の基準外繰入金によって事業を賄っている状況であり、各年度の収益的収入は一定とはならない見込みです。

本来、地方公営企業は独立採算制が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しない事業運営が求められています。そのため、今後は繰入金の依存度を段階的に縮小し、持続可能な経営体制への転換を図る必要があります。

(4) 資本的収支、基準内繰入金及び内部留保資金



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
資本的収入	106	53	94	126	169	102	30	79	90	88	74	19	70
資本的支出	119	99	143	174	218	146	67	113	120	116	105	44	94
基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準外繰入金	76	47	34	33	28	24	22	19	16	14	11	11	10
補てん財源	0	1	1	1	1	1	1	1	4	11	15	26	39

資本的収入については、今後も建設改良事業を予定していますが、起債発行による収入の増加に伴い、起債償還額も増加していく見込みです。

一方、資本的収支の財源不足を補うため、当年度損益勘定留保資金（減価償却費－長期前受金戻入）を活用しつつ、さらに不足する分については、経営の安定を図るために一般会計からの基準外繰入金を受けることで、内部留保資金が枯渇しないような運営が求められています。

また、地方公営企業の原則である独立採算制の観点からも、一般会計からの基準外繰入金に依存しない事業運営が求められています。

そのためにも、下水道使用料の改定を含めた抜本的な経営改善が不可欠であると考えています。

3.5 指標分析

■ 経常収支比率 (%)

算定方法																																																													
$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	望ましい向き ↑ 経常収支比率 > 100%																																																												
分析指標の意味 (何が分かる?)																																																													
当該年度において、使用料収入などの経常収益で維持管理費や支払利息などの経常費用をどの程度賄えているかを表すものです。経常収支比率が高いほど経常利益が高いことを示しており、100%未満の場合は経常損失が生じていることを意味しています。																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> <th>R14</th> <th>R15</th> <th>R16</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新冠町</td> <td>51.78</td> <td>52.25</td> <td>105.34</td> <td>107.33</td> <td>110.37</td> <td>110.04</td> <td>106.70</td> <td>102.20</td> <td>100.56</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>比較団体平均</td> <td></td> <td></td> <td>106.38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td></td> <td></td> <td>105.07</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	新冠町	51.78	52.25	105.34	107.33	110.37	110.04	106.70	102.20	100.56	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	比較団体平均			106.38												全国平均			105.07											
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																																															
新冠町	51.78	52.25	105.34	107.33	110.37	110.04	106.70	102.20	100.56	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00																																															
比較団体平均			106.38																																																										
全国平均			105.07																																																										
分析指標からわかること																																																													
数値については、100%以上ですが、維持管理費に対して、使用料収入で賄えない収益不足分については、一般会計繰入金で賄っています。今後の見通しについても、同水準を維持していく見込みです。																																																													

■ 累積欠損金比率 (%)

算定方法														
$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益-受託工事収益}} \times 100$										望ましい向き ↓				
										累積欠損金比率 ≒ 0%				
分析指標の意味 (何が分かる?)														
<p>営業収支に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標で、0%であることが求められます。</p>														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較団体平均			70.63											
全国平均			63.54											
分析指標からわかること														
<p>収益収支不足分については、一般会計からの繰入金によって賄っており、今後も収支均衡を保ちながら運営していく見込みです。</p>														

■ 流動比率 (%)

算定方法														
$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$										望ましい向き ↑ 流動比率 > 100%				
分析指標の意味 (何が分かる?)														
短期的な債務に対する支払い能力を表す指標で、100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回る場合は支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町			8.28	8.71	8.26	9.46	10.30	11.56	13.75	25.83	54.09	74.41	127.20	182.25
比較団体平均			53.28											
全国平均			50.90											
分析指標からわかること														
令和16年度以前は、支払能力の指標である流動比率が100%を下回っていることから、1年以内に支払うべき債務に対して、十分な現金等の資産が確保されていないと判断できます。														

■ 経費回収率 (%)

算定方法														
$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費用(公費負担分を除く)}} \times 100$										望ましい向き ↑ 経費回収率 > 100%				
分析指標の意味 (何が分かる?)														
使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町	37.70	38.12	72.21	55.94	71.95	72.98	71.65	70.33	69.06	67.83	65.93	64.10	62.33	60.61
比較団体平均	69.43	70.71	66.63											
全国平均	73.78	75.33	72.92											
分析指標からわかること														
R6実績値で72.21%しか回収できてません。今後、人口減少による使用料の減少に対し、物価上昇による汚水処理費の増加により、令和17年度に60.61%まで低下する見込みです。														
令和6年度決算においては、使用料単価については、173.75円となっており、それに対して汚水処理原価は240.61円となっています。														

汚水処理原価（円/m³）

算定方法														
$\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費用(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$												望ましい向き ↓		
—														
分析指標の意味（何が分かる？）														
<p>有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。経年比較や類似団体との比較等による状況の把握及び分析が求められます。</p>														
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;">(円/m³)</div> </div>														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町	470.21	462.09	240.61	317.41	246.80	243.30	247.84	252.48	257.12	261.77	269.30	277.00	284.86	292.96
比較団体平均	239.46	233.15	252.17											
全国平均	220.62	215.73	225.78											
分析指標からわかること														
<p>令和 6 年度決算の汚水処理原価は、全国平均から1.07倍と高く、比較団体平均から0.95倍と低くなっています。</p> <p>今後も物価上昇や更新費用の増により、有収水量に占める経費は増加していく見込みです。</p>														

■ 使用料単価 (円/m³)

算定方法																																																													
$\text{使用料単価} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 100$	望ましい向き ↓ —																																																												
分析指標の意味 (何が分かる?)																																																													
有収水量 1 m ³ 当たりの使用料の対象となった収入であり、どの程度使用料として使用者に対して負担いただいているかを表す指標です。経年比較や類似団体との比較等による状況の把握、分析及び使用料の適正化が求められます。																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> <th>R14</th> <th>R15</th> <th>R16</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新冠町</td> <td>177.26</td> <td>176.15</td> <td>173.75</td> <td>177.56</td> </tr> <tr> <td>比較団体平均</td> <td>170.36</td> <td>168.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>162.83</td> <td>162.56</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	新冠町	177.26	176.15	173.75	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	比較団体平均	170.36	168.32													全国平均	162.83	162.56												
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																																															
新冠町	177.26	176.15	173.75	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56	177.56																																															
比較団体平均	170.36	168.32																																																											
全国平均	162.83	162.56																																																											
分析指標からわかること																																																													
全国平均及び比較団体平均よりも高いことがわかります。																																																													

■ 水洗化率 (%)

算定方法														
水洗化率 = $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$												望ましい向き ↑		
—														
分析指標の意味 (何が分かる?)														
<p>現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標で、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。</p>														
<p>実績・見込 推計</p> <p>■ 新冠町 ● 比較団体平均 ● 全国平均</p> <p>90.55 (R7) 90.55 (R17)</p>														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町	91.55	90.77	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55	90.55
比較団体平均	84.34	84.73	84.21											
全国平均	85.67	86.21	86.31											
分析指標からわかること														
<p>全国平均及び比較団体平均よりも高いことがわかります。</p> <p>供用開始区域内の人口の増加や接続希望者の増加が見込まれないことから、水洗化比率は増減がほぼ無い見込みです。</p>														

■ 有形固定資産減価償却率（円/m²）

算定方法														
有形固定資産減価償却率 = $\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$										望ましい向き ↓				
										—				
分析指標の意味（何が分かる？）														
<p>保有している有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化（経年化）の度合いを示しています。数値が100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しており、施設の安全性などの観点から更新の必要性を推測することができます。</p>														
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
新冠町			47.13	48.03	48.39	47.91	48.59	50.60	51.73	52.67	53.68	54.86	57.11	58.49
比較団体平均			27.46											
全国平均			30.82											
分析指標からわかること														
<p>当該施設は、令和7年度で供用開始後28年を経過しており、今後は、老朽化が緩やかに進展していく見込みです。</p>														

■ 自己資本構成比率（％）

算定方法																																																																										
自己資本構成比率 = $\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$												望ましい向き ↑																																																														
												—																																																														
分析指標の意味（何が分かる？）																																																																										
<p>総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合であり、数値が高いほど資本構成の安全性が高いことを示していますが、負債の割合を抑えるために建設投資の財源の料金を源泉とする利益剰余金を過度に求める場合は世代間の負担の公平性が損なわれており留意が必要です。</p>																																																																										
<p>(%)</p> <table border="1"> <caption>自己資本構成比率の推移 (推定)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新冠町 (%)</th> <th>比較団体平均 (%)</th> <th>全国平均 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R6</td><td>87.63</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R7</td><td>88.84</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R8</td><td>89.46</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R9</td><td>89.21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R10</td><td>89.52</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R11</td><td>90.53</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R12</td><td>90.67</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R13</td><td>90.37</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R14</td><td>89.91</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R15</td><td>89.51</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R16</td><td>89.79</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>R17</td><td>89.20</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>															年度	新冠町 (%)	比較団体平均 (%)	全国平均 (%)	R4				R5				R6	87.63			R7	88.84			R8	89.46			R9	89.21			R10	89.52			R11	90.53			R12	90.67			R13	90.37			R14	89.91			R15	89.51			R16	89.79			R17	89.20		
年度	新冠町 (%)	比較団体平均 (%)	全国平均 (%)																																																																							
R4																																																																										
R5																																																																										
R6	87.63																																																																									
R7	88.84																																																																									
R8	89.46																																																																									
R9	89.21																																																																									
R10	89.52																																																																									
R11	90.53																																																																									
R12	90.67																																																																									
R13	90.37																																																																									
R14	89.91																																																																									
R15	89.51																																																																									
R16	89.79																																																																									
R17	89.20																																																																									
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																																																												
新冠町			87.63	88.84	89.46	89.21	89.52	90.53	90.67	90.37	89.91	89.51	89.79	89.20																																																												
比較団体平均																																																																										
全国平均																																																																										
分析指標からわかること																																																																										
<p>令和7年度からの推移については、固定負債が減少していくことを想定しておりますが、繰入金による収益構造に支えられているものです。今後は、収益構造について、改善が必要となります。</p>																																																																										

第2章 事後検証と経営戦略の見直し

1 事後検証

毎年度、投資・財政計画と実績値の比較等による分析及び検証を行います。また、少なくとも5年ごとに中期的な経営分析及び検証を行い、基本方針に基づいた施策が実行されているか進捗状況を確認します。

このような取組を行うことで職員の経営意識を高め、本経営戦略の目指す目標達成に向け改善を図りながら下水道事業運営を行っていきます。

2 経営戦略の見直し

本経営戦略は令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としています。

この期間中、毎年度の進捗管理を踏まえ、目標値と実績値の比較分析を確実に実施するために、PDCAサイクルに基づき、計画の策定（PLAN）、事業の実行（DO）、達成度の評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、フォローアップしていきます。

具体的には、各年度において決算実績値と事業の実行（DO）との比較、及び達成度の評価（CHECK）を行い、改善（ACTION）の必要性があれば計画の策定（PLAN）の見直しをすることで各年度予算編成にも活用します。

このようにPDCAサイクルを実施することにより、今後の事業を取り巻く環境の変化や住民のニーズに適切に対応できるよう、健全な事業運営を行っていきます。

このうち達成度の評価及び改善については、モニタリング及びローリングにより実施します。



図2-1 PDCAサイクル

第3章 投資・財政計画

1 投資・財政計画

(単位：千円，%)

区 分		年 度	R 5年度 (決算)	R 6年度 (決算)	R 7年度 (見込み)	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		42,927	41,904	42,206	41,483	42,905	42,930	42,935
	(1) 料 金 収 入		42,908	41,873	41,908	41,483	42,905	42,930	42,935
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
	(3) そ の 他		19	31	298				
	2. 営 業 外 収 益		33,310	141,165	160,589	149,326	152,248	151,407	147,628
	(1) 補 助 金		33,310	68,547	80,188	67,769	68,335	65,072	59,061
	他 会 計 補 助 金		33,310	68,547	80,188	67,769	68,335	65,072	59,061
	そ の 他 補 助 金								
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			72,190	80,401	81,557	83,913	86,335	88,567
	(3) そ の 他			428					
収 入 計 (C)		76,237	183,069	202,795	190,809	195,153	194,337	190,563	
支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用		63,607	168,033	178,213	169,103	173,643	178,036	182,355
	(1) 職 員 給 与 費		9,693	10,051	10,059				
	基 本 給		4,820	5,150	4,899				
	退 職 給 付 費								
	そ の 他		4,873	4,901	5,160				
	(2) 経 費		53,914	47,934	58,616	57,658	58,788	59,919	61,049
	動 力 費		5,025	4,869	4,869	4,967	5,064	5,162	5,259
	修 繕 費		1,292	476	908	927	945	963	981
	材 料 費								
	そ の 他		47,597	42,589	52,839	51,764	52,779	53,794	54,809
(3) 減 価 償 却 費			110,048	109,538	111,445	114,855	118,117	121,306	
2. 営 業 外 費 用		7,084	5,759	10,740	3,783	3,700	4,100	4,100	
(1) 支 払 利 息		7,084	5,759	4,500	3,783	3,700	4,100	4,100	
(2) そ の 他				6,240					
支 出 計 (D)		70,691	173,792	188,953	172,886	177,343	182,136	186,455	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		5,546	9,277	13,842	17,923	17,810	12,201	4,108	
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)			1,455						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 1,455						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		5,546	7,822	13,842	17,923	17,810	12,201	4,108	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		461	7,822	21,664	39,587	57,397	69,598	73,706	
流 動 資 産 (J)			6,166	6,063	4,937	4,937	4,937	4,937	
う ち 未 収 金			3,379	1,972	1,900	1,900	1,900	1,900	
流 動 負 債 (K)			74,440	69,593	59,740	52,202	47,930	42,722	
う ち 建 設 改 良 費 分			68,726	65,858	55,740	48,202	43,930	38,722	
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金			4,302	4,192	4,000	4,000	4,000	4,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		42,927	41,904	42,206	41,483	42,905	42,930	42,935	
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)									

(単位：千円，%)

区 分		年 度		R 1 2年度	R 1 3年度	R 1 4年度	R 1 5年度	R 1 6年度	R 1 7年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			42,940	42,945	42,489	42,034	41,578	41,113	
	(1) 料 金 収 入			42,940	42,945	42,489	42,034	41,578	41,113	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)									
	(3) そ の 他									
	2. 営 業 外 収 益			145,451	148,269	153,378	158,478	163,207	165,173	
	(1) 補 助 金			56,678	57,684	60,523	63,402	66,005	67,826	
	他 会 計 補 助 金			56,678	57,684	60,523	63,402	66,005	67,826	
	そ の 他 補 助 金									
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			88,773	90,585	92,855	95,076	97,202	97,347	
	(3) そ の 他									
	収 入 計 (C)			188,391	191,214	195,867	200,512	204,785	206,286	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			183,655	187,445	191,839	196,178	200,256	201,949
		(1) 職 員 給 与 費								
基 本 給										
退 職 給 付 費										
そ の 他										
(2) 経 費				62,179	63,310	64,441	65,572	66,702	67,832	
動 力 費				5,356	5,454	5,551	5,649	5,746	5,843	
修 繕 費				999	1,017	1,036	1,054	1,072	1,090	
材 料 費										
そ の 他				55,824	56,839	57,854	58,869	59,884	60,899	
(3) 減 価 償 却 費				121,476	124,135	127,398	130,606	133,554	134,117	
2. 営 業 外 費 用				3,680	3,769	4,028	4,334	4,529	4,337	
(1) 支 払 利 息				3,680	3,769	4,028	4,334	4,529	4,337	
(2) そ の 他										
支 出 計 (D)			187,335	191,214	195,867	200,512	204,785	206,286		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			1,056							
特 別 利 益 (F)										
特 別 損 失 (G)										
特 別 損 益 (F)-(G) (H)										
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,056							
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			74,762	74,762	74,762	74,762	74,762	74,762		
流 動 資 産 (J)			4,937	8,137	14,530	19,229	30,262	42,738		
	う ち 未 収 金		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900		
流 動 負 債 (K)			35,903	31,504	26,865	25,842	23,791	23,450		
	う ち 建 設 改 良 費 分		31,903	27,504	22,865	21,842	19,791	19,450		
	う ち 一 時 借 入 金									
	う ち 未 払 金		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)										
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			42,940	42,945	42,489	42,034	41,578	41,113		
地 方 財 政 法 に よ り (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)										
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)										

(単位：千円)

区 分		年 度		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
		(決算)	(決算)	(見込み)						
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	12,000	2,800	29,600	46,600	67,500	36,300	4,000		
	うち資本費平準化債									
	2. 他 会 計 出 資 金									
	3. 他会計補助金(収益化分)	76,348	47,274	34,363	32,929	27,870	24,101	21,965		
	4. 他 会 計 負 担 金									
	5. 他 会 計 借 入 金									
	6. 国(都道府県)補助金	14,795	2,860	29,667	46,600	73,500	41,300	4,000		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金									
	8. 工 事 負 担 金									
	9. そ の 他	3,295								
	計 (A)	106,438	52,934	93,630	126,129	168,870	101,701	29,965		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)									
	純 計 (A)-(B) (C)	106,438	52,934	93,630	126,129	168,870	101,701	29,965		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	43,545	5,720	59,631	93,200	147,000	82,600	8,000		
	うち職員給与費									
	2. 企 業 債 償 還 金	75,209	73,273	68,726	65,858	55,740	48,202	43,930		
	3. 他会計長期借入返還金									
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
	5. そ の 他		19,892	14,882	14,882	14,882	14,882	14,882	14,882	
計 (D)	118,754	98,885	143,239	173,940	217,622	145,684	66,812			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		12,316	45,951	49,609	47,811	48,752	43,983	36,847		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		37,858	29,137	29,888	30,942	31,782	32,739		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	6,016	7,121	13,842	17,923	17,810	12,201	4,108		
	3. 繰 越 工 事 資 金									
	4. そ の 他	6,300	972	6,630						
	計 (F)	12,316	45,951	49,609	47,811	48,752	43,983	36,847		
補填財源不足額 (E)-(F)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)										
企 業 債 残 高 (H)		441,162	370,690	331,564	312,306	324,066	312,164	272,234		
			37,858	29,137	29,888	30,942	31,782	32,739		

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)						
収益的収支分		33,310	68,547	80,188	67,769	68,335	65,072	59,061		
うち基準内繰入金		33,310	43,614	33,637	33,671	34,642	35,882	36,839		
うち基準外繰入金			24,933	46,551	34,098	33,693	29,190	22,222		
資本的収支分		76,348	47,242	34,363	32,929	27,870	24,101	21,965		
うち基準内繰入金		31								
うち基準外繰入金		76,317	47,242	34,363	32,929	27,870	24,101	21,965		
合 計		109,658	115,789	114,551	100,698	96,205	89,173	81,026		

(単位：千円)

区 分		年 度					
		R 1 2年度	R 1 3年度	R 1 4年度	R 1 5年度	R 1 6年度	R 1 7年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	30,000	37,000	37,000	29,000	4,000	30,000
	うち資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他会計補助金(収益化分)	19,361	15,951	13,752	11,432	10,921	9,895
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金	30,000	37,000	37,000	34,000	4,000	30,000
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	79,361	89,951	87,752	74,432	18,921	69,895
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	79,361	89,951	87,752	74,432	18,921	69,895
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	60,000	74,000	74,000	68,000	8,000
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金		38,722	31,903	27,504	22,865	21,842	19,791
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他		14,398	14,398	14,398	14,398	14,398	14,398
計 (D)	113,120	120,301	115,902	105,263	44,240	94,189	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		33,759	30,350	28,150	30,831	25,319	24,294
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	32,703	30,350	28,150	30,831	25,319	24,294
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,056					
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (F)	33,759	30,350	28,150	30,831	25,319	24,294	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		263,512	268,609	278,105	284,240	266,398	276,607
		32,703	33,550	34,543	35,530	36,352	36,770
			3,200	9,593	14,292	25,325	37,801

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		R 1 2年度	R 1 3年度	R 1 4年度	R 1 5年度	R 1 6年度	R 1 7年度
収益的収支分		56,678	57,684	60,523	63,402	66,005	67,826
	うち基準内繰入金	36,383	37,319	38,571	39,864	40,881	41,107
	うち基準外繰入金	20,295	20,365	21,952	23,538	25,124	26,719
資本的収支分		19,361	15,951	13,752	11,432	10,921	9,895
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金	19,361	15,951	13,752	11,432	10,921	9,895
合 計		76,039	73,635	74,275	74,834	76,926	77,721

令和 8 年 3 月
新冠町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2
0146(47)2519
新冠町役場 建設水道課